

"和"の社会とディベート

③

ディベートと話し合い

野村美明

(大阪大学法学部助教授)

連載

7. ディベートは手段であり目的である

前回紹介した「日本異質論」が、法とディベートが欠如している日本は眞の民主主義国家ではないというは言い過ぎとしても、そのような状態は政治や行政の不透明さを助長するものであるから、現在の日本社会にとって好ましくないことは確かである。

第一に、ディベートは、法やルールをつくる過程を適切にコントロールするためにも、またそれらを公平に運用し、実施していくためにも重要な役割を果たす。第二に、社会におけるディベートの活用とディベート教育の推進は、同時に日本の利益、政策を国際的な場で適切に反映させることにも貢献する。このように、ディベートを取り入れることによって、国内的にも対外的にも、日本の抱える深刻な問題の重要な部分がずいぶん改善されるのである。

ここでディベートというときには、つぎの二つの場合を区別して論じている。まず、①社会における意思決定の道具としてのディベート（裁判所、議会あるいは株主総会などで用いるもの）と、つぎに、②教育の手段としてのディベート（小中学校の授業

で利用されるものや、大学法学部における模擬裁判あるいは企業の研修で用いるもの）である。

①のように、ディベートを日本の社会で意思決定の手段として利用することには、「話し合い」や「和」の精神に反するものとして抵抗があるかもしれない。しかし、「和」を乱しても今後ディベートをおおいに取り入れなければならない場面がある。つぎに、②のディベート教育を進めることで、ディベートの有用性とその基礎にある西欧的な発想方法が眞に理解されるようになる。

前回紹介したような「日本異質論」の根底には、われわれが実際には理解することが困難な西欧的社會觀がある。また、古くはギリシャに遡ることができるディベート的発想も、西欧的な発想方法を色濃く反映しているといえる。⁽¹⁾ところが、会社、学校、法律、裁判から国会に至るまで、日本の制度はもともと西欧の諸制度を取り入れたものなのである。日本人の多くは外国、中でも西欧が日本を「理解してくれない」と思っている。しかしそれと同程度に、われわれのヨーロッパやアメリカについての理解はしばしば表面的なものに終わっている。ディベートという西欧的発想を実践を通じて学ぶことで、書物を通じて頭の中だけで理解するのではなく、基本原理に対する眞の知識が身につくのである。この意味で、ディベート教育は西欧的な発想方法への恰好の入門となる。

日本社会で実際にディベートを活用するという目的のためには、ディベート教育を手段として用いるのがもっとも実現可能性の高い方法である。以下では、8で日本異質論やディベート的発想の根本にあり、かつ、日本の社会制度の源となっている西欧的社会觀とはどのようなものかを概観する。つぎに、9では、日本社会のどのような場面でディベートを通じた西欧化が求められるのかを考察し、最後に10で、和の社会におけるディベートの可能性を探ることにする。

8. 西欧的社會觀とディベート

現在、日本の制度の多くが「疲労」を起こしているといわれる。これを「革命」的に別の制度で置き換

えてしまうにせよ、基本的にはそのまま維持しながら日本の得意な「改善」を加えていくにせよ、現在の制度を生み出した考え方や原理そのものを問い合わせなければならない時点にきている。ところが、企業、官僚、政治家、そして知識人も、西洋の技術や制度の上澄みを輸入するだけで、その根本原理を聞くことを怠っていたために、現在の問題について新たな処方箋を示せずにいるのである。

日本の社会に限らず、広く「世の中」では、周りの状況に合わせて、自分独自の選択や決定をしないで「自然体」で生きていく人間はたくさんいる。しかし、少なくとも西欧的な民主主義の前提とされる人間像は、これとは正反対の姿で描かれる。つまり、自分自身で、意識的に、他人から強制されずに自由に自己決定ができる人間がモデルとされるのである。しかも、自分で自由な決定をしたのであれば、それにしたがって行動しなければならず、またそこから生じた損害についても原則として責任を負わねばならないのである。責任とは、英語では“responsibility”、つまり、物事に「反応できる、対応できる」という意味である。ディベートの基本もまた、相手の主張に適切に対応するような主張や証明をすべき「応答責任」である。

このような「自己決定と自己責任」による人間像は、ヨーロッパや米国では大人の人間としてあたりまえとされる。たとえば、あなたが酒に酔って異性の同僚にセクハラ的な言動をしたとしよう。日本のように、酒の席のことですからと被害者（表面的にせよ）や回りの人（「まあまあ」）から許してもらうことを期待してはならない。そもそも、まともな判断ができないような状態に自分をもっていったことに過失があるとして厳しく非難されるのがおちである。このような社会からみると、酒に酔わないと「自由に」ものがいえない人間など最低だということになろう（ご存知のように、英語ではまちがっても “I am drunk.” 「わたしは酔っぱらいました」といってはならないとされる。意思力の弱い、下品な人間だと思われるからである。）反対に、多くの日本人からみれば、自己決定と自己責任の社会など、なんと七面倒くさく冷たい社会だろうということになる。

日本においてこのような「自己決定と自己責任」の原則が「原則とされる」世界が法律の世界である。前回の6で述べたように、日本の法律はもともとヨーロッパや（民法、刑法など）米国から（憲法、独占禁止法、証券取引法など）⁽²⁾の輸入品であった。このなじみの薄さが、法律はあるけれどもなかなか使われないという状態を生み出す一つの原因であるといえる。もしそうならば、西欧的発想からみれば、われわれの制度の「運用」方法は異質だといわれても仕方がないではないか。

1から3で説明したように、法律による処理は、明確なルールにしたがって手続きを進め、最終的な勝ち負けも客観的基準による評価によるのであるから、ディベート的発想は法律的発想にもつながっている。さらに、ディベートは、自分のことは自分で決定し自分で責任を負える、確固とした人格を持つ個人と個人のぶつかりあいの中でこそ、その真価を發揮するものともいえる。

ところが、個人としての日本人は、西欧風の制度を利用し西欧風のライフスタイルを享受してはいるが、ヨーロッパ人や英米人にはなれそうもない。⁽³⁾平均的日本人にとっては、自己決定と自己責任による個人主義も、面倒な、縁遠いものとしか感じられないだろう。しかし、団体の意思決定や行動、そしてその責任については、西欧的発想をおおいに取り入れる余地がある。現在、国内的にも国際的にも一番深刻な問題を引き起こしているのは日本の企業や行政機関、政党などの団体の行動だからである。とりわけ、団体のなかで何がなんだかわからないうちになんとなく物事が決められてしまうという状況は、ぜひとも改めなければならない。

企業、ひいては国家という人の集団のなかで、その意思決定をコントロールし、最終的責任の所在を明らかにするためには、意思決定に至る手続きルールと、判断の際の基準となる実体的ルールを明確にする必要がある。決定のプロセスと決定の基準をだれの目にも（外国も含めて）見えるようにすればよいのである。

例をあげれば、行政庁での決定のプロセスを目に見えるようにするために、行革審の「公正・透明

な行政手続部会」が検討を進めている行政手続法のようなルールの果たす役割がきわめて大きい。⁽⁵⁾また、こうすべき、またはこうすべきでないという判断の基準となる実体的ルールについては、最近では、たとえば証券取引法や独占禁止法などを実際に使えるように、これらの規定を明確で具体的にするような改正が強く求められている。もっとも、法的なルールによる秩序づけは万能ではない。業界の自主規制ルールのような倫理的なルールのほうが、社会秩序の形成に効果的な場合がある。したがって、社会的な影響力の大きい団体は、公共の利益にかかわるような意思決定については、可能な限りの公正さと透明性を確保することが社会的責任となるのである。

しかし法律やルールが明確であるだけでは十分ではない。民主主義社会における意思決定で肝要なことは、第一に、このような法律やルールをつくりだすプロセス自体もまた公開され、公正で透明なものでなければならないということである。第二に、これらのために見えるルールは、政治や経済などの「公の」場で公平に運用されなければならないということである。このためには、以心伝心や腹芸ではなく、ディベートという目に見えてだれにでも違いがわかる手段が不可欠なのである。

9. ディベート vs. 話し合い

ディベートや訴訟にみられるような意見の対立を避け、友好的な話し合いによる妥協や譲り合いで物事を処理するのは、日本に限らず訴訟社会アメリカでも、非常に効率的で望ましい問題解決方法とされる場合がある。特に、紛争や交渉において、①当事者の人数が限られている、②当事者の力関係や社会関係に極端な差がない、③当事者の利害対立がさほど深刻ではない、というような場合である。

これと反対の状況では、話し合いによる解決は効果的とはいえない。①と反対の場合は話し合いは困難であり、②と反対の場合は弱者が望まない妥協を押しつけられる恐れがあり、③と反対に当事者がわずかなバイをめぐって争うとか(特許権紛争)、感性的にこじれている場合(離婚事件)は、訴訟に走りがちとなる。

以上二つの場面のうち、前者はどちらかといえば家族や友人間のような私的な生活で多くみられるタイプであり、平和的、友好的処理、話し合いによる方法が適しているといえる。反対に、後者の場面は経済や政治などの公的な生活にしばしばみられるタイプであるといえる。なにかの合意に達しようしたり決定をしようとする場合に、それに関係する人の人数が多ければ多いほど、相反する利害を持つ人がいることになる。これを私的な場面で平和的、友好的に解決しようとすると、一部の人だけに有利な、不公平な合意や決定になる傾向が強い。つまり、私的な話し合いに適した場所と、そうでない場所があることになる。

たとえば、村の集まりで仲良く話し合いで物事を決めるのは望ましい姿といえようが、「よそ者」がいる場合には「村八分」の恐れが出てくる。日本企業の系列取引や「談合」によって、外国企業に限らず、よそ者としての企業や消費者が、不公正な取扱いを受けていると感じることになる。不公正な取引によって他の企業や消費者に損害が生じたとすれば、不法行為として損害賠償を請求できる場合もある。⁽⁷⁾同様に、裁判所での訴訟はもちろんのこと、国会審議や会社の株主総会のような公的空間での意思決定には、話し合いよりもディベートこそがふさわしいといえる。⁽⁸⁾

このように、私的な集まりではなく公的な場面においては、公開の場で、ルールに従ってディベートをし、意見や利害の相違を浮かび上がらせたうえで、説得または投票により決定すべきなのである。

そうすれば、効率よく決定に達することができるだけでなく、その決定の適正さも図れるのである。

ディベートほどルールに縛られないが、話し合いよりも目的がはっきりしているのが交渉である。話し合いが「黙って座って」ともかく話し合いましょうというように、その目的が合意や決定に達するというよりも、なんとなく友情や信頼を醸し出すことにあるのに対して、交渉は「相手と取り決めるために話し合うこと」と定義され、合意、決定に達するというより明確な目的があるといえる。交渉においても、ディベートの形を利用すれば、お互いの利害

の相違点を明らかにして議論を闘わせることで、だまし打ちを避け、フェアに相手を説得することができるのである。

10. 和の社会のディベート

日本の社会がこれから目指すべきことは、第一に、法律などの明確なルールによる社会の秩序づくりを重視し（「法化」）、第二に、会社や国家としての意思決定を開かれたディベートにより決すること（「言語化」）である。「法化」や「言語化」は社会の国際化につながるのだが、この場合の「国際化」とは「西欧化」であるともいえる。

西欧諸国が中心となって形成してきた国際秩序、国際社会に、対等な当事者として参加するためには、開国と文明開化と経済発展だけでは（必要であったが）不十分だったということはしばしば指摘されている。同時に、このような国際秩序の中で生き残るために、自国の慣習や文化の一部を犠牲にし、捨てざるをえないという側面もまた認めるべきなのである。この道は、アジアやアフリカの非西欧諸国が、悲しみ、憤りつつ、程度の差こそあれいずれも歩んできた道なのである。

西欧的視点からは、見えないもの、分析できないものにも価値を見いだし、和と協力を重視する非西欧的な個人が、日本語を使ってディベートする社会は、まだ「異質」と映るかもしれない。しかしそれは対外的摩擦を引き起こす異質さではない。また、日本がノーマルな国家になれば「第二次太平洋戦争」は不可避だという主張もあるが、よき非西欧的特質を残した社会は、この論者にとっては「ノーマル」ではないだろうから、このような単純な予測には当てはまらないことになる。

東洋的な思惟方法と西欧的な思惟方法がディベートによる対決を通じて見事に融和していく様子が、すでに紀元前1世紀頃の書物に描かれている。ギリシャ人の王ミリンダは、仏教について、「理由や原因や方法によってわたしを納得させよ」とインドの僧ナーガセーナに迫るのだが、長いディベートを経て最後に納得し、仏教に帰依するのである。⁽¹⁰⁾

非西欧的な発想方法や価値観と西欧的なそれとが、

武力ではなく、言葉によるやりとりを通じて融合する可能性を示すことこそが、国際社会の中で非西欧諸国の先駆けを務める日本の国際的義務なのである。

注

(1) 井尻千男氏は、日経新聞1990年10月25日付け36面で、ドイツで行なわれた日独作家のシンポジウムにおいて、両者の間の発想の違いにより「議論」や「対話」が成立せず、ドイツ側の作家や聴衆にフラストレーションが見られた様子を鋭く観察している。

(2) これだけは改良して逆輸出するところまでは至っていないが、中国などの途上国では、模範的な自国産業保護型の立法として大いに輸入されている。

(3) 日本人は現在ではおそらく最も單一化した民族の一つであるといえようが、1585年に書かれたルイス・フロイスの『日欧文化比較』に記述される日本人の姿にもすでに、現在と驚くほど似ている点が見受けられる。「国民性」は容易には変わらないという推測も可能である。

(4) 法律では、合衆国憲法修正14条に代表されるデュー・プロセス—適正なプロセスの考え方が重視される。日本国憲法31条にもこれと類似の規定がある。

(5) 日経新聞1991年6月14日夕刊第1面参照。

(6) 社会の重要な秩序が、道徳的、そして（日本では意識されることが少ないが）宗教的な、あまり明確でない、「見えないルール」に依存していることも事実である。

(7) 米国が横須賀基地の発注工事に関して日本の建設業者の談合により高い工事代金を支払わされたとして、1989年5月米国の反トラスト法などを根拠に、談合に参加した140社に對して損害賠償を請求した事件がある。この事件は和解で一応の決着をみた。

(8) もっとも、訴訟でのディベートと国会審議や株主総会とのディベートでは、ジャッジが公平な第3者である裁判者か、それとも参加者にもなる議員や株主自身がジャッジになるかの違いがある。

(9) 『広辞苑（3版）』（昭和58年）による。

(10) 中村元・早島鏡正訳『ミリンダ王の問い(1)～(3)』（平凡社、1963、64）、特に1巻76頁以下および3巻94頁以下参照。

（完）

経済広報センター だより

1991年9月号 NO.144

●ピリッと言	転落に向かう経済大国	表2
	柏谷一希	
●広報立見席	証券不祥事と広報対応	1
	中澤厚夫	
●インタビュー	経営者はもっと思索の時間を	4
	梅澤 正	
●特別寄稿	日本型資本主義の「ペレストロイカ」	7
	竹内靖雄	
●広報世相学	横綱は受けて立つ	11
	八木大介	
●広報へのヒント	異質を入れるルールづくりを	12
	ジョージ・フィールズ	
●論調分析	証券スキヤンダルは欧米でどう報道されたか	14
	草野 厚	
●視点・観点	"和"の社会とディベート(3)	18
	野村美明	
●特別寄稿	企業も支援し始めた子育て問題	22
	田中弥生	
●PA・TOPICS		2
●企業広報ニュース		26
●経済広報センターニュース		30